（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2026年6月25日

群馬県知事　殿



提出者　　〒370-0523
住　所　群馬県邑楽郡大泉町吉田1216
氏　名　ハナマルキ株式会社 大利根工場
製造本部大利根工場長　大久保尚行
電話番号　0276-63-4141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ハナマルキ株式会社 大利根工場
事業場の所在地	群馬県邑楽郡大泉町吉田1216
計画期間	2026年4月～2027年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業　中分類：食料品製造業
②事業の規模	2025年度　出荷額　177億円
③従業員数	261名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙　廃棄物フローシート

（日本工業規格　Ａ列４番）

（管理体制図）別紙　管理体制

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　　2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	動植物性残さ	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
排　出　量	5,070.6 t	0 t	187.1 t	5.3 t	661.7 t	0.0 t	0.6 t	t

（これまでに実施した取組）
再利用できる処分場を選定している。
廃棄物の分別の徹底
動植物性残渣を飼料として有価処理

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	動植物性残さ	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
排　出　量	5,700 t	0 t	170 t	4 t	520 t	0 t	0.9 t	t

（今後実施する予定の取組）
再利用できる処分場を選定している。
廃棄物の分別の徹底
動植物性残渣を飼料として有価処理
排水処理設備の適切な維持管理

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
ストレッチフィルム・段ボールを分別して有価処理

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
上記の分別を継続実施することに加え、廃プラの分別細分化
RPF化の推進

①現状

【前年度（　　年度）実績】

産業廃棄物の種類		廃油	廃プラスチック類	木くず	動植物性残さ	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		廃油	廃プラスチック類	木くず	動植物性残さ	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t

（今後実施する予定の取組）排水処理設備の適切な維持管理

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥							
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,119.31 t	t	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）排水処理設備の適切な維持管理

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥							
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4,600 t	t	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）排水処理設備の適切な維持管理

①現状

【前年度（　　年度）実績】

産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　2025年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	動植物性残さ	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
全処理委託量	951.31 t	0 t	187.1 t	5.3 t	661.7 t	0.0 t	0.57 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	950.61 t	0 t	21.2 t	5.3 t	346.9 t	0.0 t	0.57 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

（これまでに実施した取組）再生率あげるように、処分先の選定

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	動植物性残さ	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
全処理委託量	1,000 t	210 t	4 t	520 t	0 t	1.0 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	1,000 t	70 t	4 t	270 t	0 t	1.0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t

（今後実施する予定の取組）再生率を上げるように、処分先の選定

※事務処理欄

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。